

## 令和元年度 第7回西区自治協議会会議録

日時：令和元年10月28日（月）午後 3:00～

会場：西区役所健康センター棟 3階大会議室

### < 1 開会 >

### < 2 議事（1）部会の状況報告（通常部会・特別部会） >

（下川会長）

議事に入ります。まず、部会の状況報告をお願いしたいと思います。概要を各部会長より報告していただきたいと思います。資料1をご覧ください。

では、第1部会の風間部会長からお願いしたいと思います。

（風間委員）

1号委員で第1部会長の風間です。報告いたします。所管分野は防犯・防災、自然環境、住環境等です。

第7回の会議は10月15日午後3時から4時半まで行われました。出席者については記載のとおりです。主な議事の一つ目ですが、令和2年度特色ある区づくり事業についてです。これは9月の本会で配布された特色ある区づくり事業関係資料、資料2と3に基づいて、先月に続いて詳しく事務局から説明がありました。

それから区役所企画事業の事務局案について、第1部会が関係する事業ごとについて質疑応答と意見聴取を行いまして、その審議の結果、部会として異論ないという旨、意見集約を行いました。委員の皆様から出された主な内容ですが、その枠で囲んだところです。

資料2、委員ご意見及び担当課の考え方の一覧については、特に意見はありませんでした。

それから資料3、令和2年度特色ある区づくり事業の事務局案については、A3判の大きい資料でしたけれども、整理番号4番、内容としては、西区安心安全な地域づくり推進事業について、その中でいくつかありました中の②自主防災組織強化事業については、2点ほど意見が出ました。避難所の運営研修以外の内容も行ったほうがよいのではないかと、それからもう一つは、自治会単位でも避難所と一時的な避難場所が違うという周知が徹底されていないといいたいまいしょうか、そういう周知が大切だと思いますという意見がありました。担当課からは、避難所運営研修については1回きりではなかなか身につかないものですから、繰り返しの実施が大切であるという回答がありました。それから整理番号9番、未来につなぐきれいなまちづくり事業の中では、ここ14年ほど西区全体で実施しています、西区一斉クリーンデー、8月の第1日曜日だと思いますが、最近の猛暑を考慮して、その

日でよいかどうかということを含後検討する必要があるのではないかというお話が出ましたので、その周知方法については工夫をしてほしいという意見が出ました。

裏面に行きまして、2番、令和2年度自治協議会提案事業について、第1部会では、所管分野の地域課題である管理不全な空き家にしないための取り組みに関する事業については、今年度の取組みである来月11月10日開催のシンポジウムの結果を踏まえて、また次回の部会、11月10日の部会で検討することといたしました。それから第1、第2部会が所管分野の地域課題、地域の担い手育成、自治会あるいは民生委員児童委員の確保について、解決の手法を検討いたしました。審議の結果、ノウハウを持った団体との協働により効果的な事業実施ができる事業募集を行うこととし、今後、第2部会とも調整を検討したうえで、次回の部会で報告することになりました。

3番目としましては、2番でも触れてはいますが、西区自治協議会シンポジウムの進捗状況の報告です。9月の本会で承認された企画書に基づきまして、今、準備を進めているところです。西区自治協議会シンポジウム・空き家対策は地域づくり～迷惑空き家にしないための取り組みについて、事務局から報告がありました。併せて、当日の運営補助について案内がありました。本日の配付資料、カラー刷りのもので、今のシンポジウムについてご案内をしておりますので、会場のすぐ下に白塗りで定員は300人、会場が、昨日、西区アートフェスティバルがあったのと同じ西新潟市民体育館2階の多目的ホールになりますけれども、参加費は無料でございますし、どなたでも参加できますので、直接、当日、会場にお越しいただけるといふことで、皆さんのほうでもご案内いただければ幸いです。

それから、その他の4番ですが、西区総務課から、新潟市の犯罪発生状況について、令和元年8月末の数字、それから台風19号に関する西区の状況についての報告がありました。あと、次回の部会については記載のとおりです。

(下川会長)

ただいまの報告について、ご意見、ご質問を求めるところなのですが、その前に、報道関係の方が来られまして、取材の申出がありましたので、許可をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、取材を許可しますので、お願いいたします。

それでは、戻りまして、風間部会長のお話にありました報告について、ご意見、ご質問がございましたらお願いしたいと思います。

ございませんか。それでは、続いて、第2部会の寺瀬部会長よりお願いいたします。

(寺瀬委員)

第2部会の会議概要を報告いたします。所管分野は保健・福祉、文化・スポーツ、教育等です。開催日時、会場、出席者は記載のとおりですので、ご覧ください。

主な議事の1番、令和2年度特色ある区づくり事業について、第1部会と一緒にですが、9月本会で配付した特色ある区づくり事業関係資料に基づいて、事務局から説明がありました。区役所企画事業の事務局案について質疑応答と意見聴取を行い、審議の結果、部会として異議ない旨の意見集約を行いました。

委員から出された主な意見は次のとおりです。資料2の委員ご意見及び担当課の考え方一覧については意見がありませんでした。

資料3、令和2年度特色ある区づくり事業の事務局案、整理番号の1、西区健活チャレンジ事業、地域健康リーダー育成講座です。育成した地域健康リーダーが、地域の茶の間などでより多く活動できるよう、育成講座の中に地域の茶の間についての講義を入れるほか、地域の茶の間向けの周知チラシを作成するなど、周知について工夫が必要ではないかというご意見がありました。

整理番号8番、西区スポーツ振興プロジェクト、ラジオ体操講習会・区内巡回ラジオ体操です。より多くの方が参加できるよう、地域の茶の間等と連携しながら情報共有し、定期開催につなげていけるとよいのではないかとという声がありました。地域の茶の間ということについて、皆さんそれぞれいろいろな意見を出されていました。これらの意見については、各課の事業展開の中で参考にさせていただくことにしました。

4ページにまいります。2番、令和2年度自治協議会提案事業について。第2部会の所轄分野の地域課題、地域の担い手不足、自治会、民生委員等と支え合いの取組みの輪を広げることについて、解決の手法を検討しました。支え合いの取組みの輪を広げることについては、本会でのワークショップの中でいろいろな話をしたアイデアが出てきましたので、それを活かし、事業を実施することにしました。支え合いの大切さを広める標語等の募集事業、雪かきの動作を取り入れた体操の作成・普及事業等について審議した結果、支え合いの大切さを広める標語等の募集を行うことにしました。

委員から出された主な意見は、体操は総おどり体操など飽和状態ではないか。標語だけでなく、右の図のようにピクトグラム吹き出しに入る言葉を考えてもらったり、サラリーマン川柳のように笑いの要素も取り入れるなど、若い人にも関心を持ってもらえる工夫が必要ではないか。子どもたちにも支え合いの大切さを伝えるために、標語を考えながら支え合いとは何か分かるような学校用のチラシ、パンフレットを作成してはどうかという声がありました。

第1部会と合同で所管する地域の担い手不足（自治会、民生委員等）については、ノウハウを持った団体等の協働により効果的な事業実施ができる事業募集により解決を図ることとして、第2部会の意見を集約しました。今後、第1部会とも調整し、次回の部会で報告することとしました。

それから記載にはなっていませんが、10月23日水曜日の19時から、地域活動見直しワークショップ研修会が行われました。27自治会、37名の方からご参加いただきましたことをここに報告いたします。自治会長への周知や当日の運営など、ご協力いただきましてありがとう

ございました。第1部会、第2部会を代表してお礼申し上げます。現在、参加者に当日書いていただいたアンケートの集計中ですので、取り敢えず参加者数のみ、本日、報告させていただきます。

部会では、その後、次回の開催日程を相談して終わりました。

(下川会長)

ただいまの報告について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

ないようですので、続いて、第3部会の岩脇部会長からお願いします。

(岩脇委員)

第3部会の報告をいたします。日時、会場、出席者は記載のとおりです。

主な議事として、1、令和2年度特色ある区づくり事業についてです。括弧の中だけご説明したいと思います。出された意見は以下のとおりです。資料1、令和2年度特色ある区づくり事業事務局案の審議です。

続いて、整理番号5、西区特産農産物魅力発信・ブランディング事業です。くろさき茶豆をビール会社や広告代理店とのタイアップをし、全国に向けてPRしたらどうかという提案がありました。続きまして、特産物そのものを売り込むことのほか、例えば、特産物のキャラクターを活用し、PRするなど、異なるアプローチで興味関心を喚起することもできるのではないかというご意見です。

整理番号7、「食×農」体験プログラム実施事業です。農業体験は、グリーンツーリズムへの活用可能性があると思うというご意見です。

整理番号10、西区を堪能 まち歩き・観光ツアーということです。黒埼の地下には、ヨウ素や天然ガスといった資源や遺跡などがたくさん埋もれております。見えないものをいかにしていかにして市民に可視化することで、地域の人が魅力を再発見することにつながるのではないかということです。これらの意見については、各課の事業展開の中で参考にさせていただくこととします。

2番、令和2年度自治協議会提案事業について。第7期西区自治協議会の運営方針である、第3部会所管分野の地域課題、区の魅力発信・賑わい創出について、解決の手法を検討しました。審議の結果、ノウハウを持った団体との協働により効果的な事業実施ができる事業募集を行うとともに、これまで洗い出した区の魅力の活用といった検討を担当課と協働で行うということです。

続きまして、裏面のその他です。原澤委員より、青山海岸など区の魅力に関する資料の提供及び説明がありました。今日は添付していないので、もし、皆様方、どうのご意見かということであれば、事務局で手配してください。あと、日時等については下記に書いてあるとおりです。

(下川会長)

ただいまの報告について、ご意見、ご質問はありませんか。

よろしいでしょうか。続いて、アートフェスティバル特別部会の田中副会長からお願いいたします。

(田中委員)

西区自治協議会アートフェスティバル特別部会の会議概要についてご説明します。所管分野は西区アートフェスティバルの企画・実施に関する事項です。

第5回の会議概要を説明する前に、昨日、一昨日と第7回西区アートフェスティバル＋音届を無事開催し、終了することができました。皆様のご協力があったの賜物だと思えますので、無事終了できたことをご報告申し上げます。入場者数ですが、約750名とたくさんの方にご来場いただきました。皆様からはイベントの周知、当日の運営にもご協力いただき、大変ありがとうございました。

それでは、第5回の会議概要の説明をさせていただきます。開催日時、会場、出席者、次回の開催日程については記載のとおりです。今回のアートフェスティバルは初めて自治協議会と新潟大学との共催ということで、学生からも会議に参加していただきました。主な議事としては、当日運営マニュアルについて検討いたしました。委託業者のアド・メディアックから当日の運営及び進行について、マニュアルに基づいての説明がありました。

次に、台本内容について確認しました。委員から出された主な意見としては、出演者や来場者の迷惑にならないよう、フラッシュ撮影禁止のほか、スマートフォンなどシャッター音が出る撮影はしないようにアナウンスしたほうが良いのではないかなどといった意見が出されました。

当日配布するプログラム案について、最終確認を行いました。

4、おやこでクラシックについて、新潟大学学生より当日の運営について説明がありました。委員から出された主な意見としては、小さい子どもが聞きやすいよう、また、保護者が子どもをあやしやすいよう、会場はござを敷いたほうが良いのではないかなどといった意見が出されました。

次回の開催日程については記載のとおりです。

(下川会長)

ただいまの報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

今回は午前中が子ども向けの行事ということで、保護者と子どもが参加して大変盛況だったので、私が提案させてもらいましたけれども、小さい子どもがとてもはしゃいで喜んでいましたので、よかったなと思っています。皆様のご協力で大変盛會に終わったのではないかと思います。

< 2 議事（2）小針野球場の方向性について >

（下川会長）

続いて、議事の 2 番目に行きたいと思います。先般、大変皆さんから活発な意見で、11 月にもう一度ということで、今回、小針野球場の方向性について、堀地域課長からお願いします。

（堀地域課長）

地域課の堀です。説明させていただきます。

議事の（2）小針野球場の今後の方向性についてです。この案件については、会長からお話がありましたように、先月のこの会で市の方向性を私から説明させていただき、それに対して皆様からさまざまなご意見を頂戴しました。

お手元の A 4 横の資料 2 をご覧ください。先月いただいたご意見を要約したものとなっております。本日は、これを一つ一つふり返ることはしませんが、いただいた意見の内、野球場の機能、利用状況に関する部分、具体的に申し上げますと、下から三つ目の長澤委員と下から二つ目の高田委員からいただいたご意見、ご質問について、私が資料を持ち合わせていなかったこともあり、十分にお答えすることができませんでした。本日は本庁のスポーツ振興課が同席しています。皆様の理解をより深めていただくために、この部分を含めて野球場の利用状況、それから施設廃止後の見込みなど、まず、スポーツ振興課から説明させていただきます。

（武藤スポーツ振興課長）

皆さん、こんにちは。スポーツ振興課長の武藤と申します。本日は、よろしく申し上げます。

前回説明させていただきました部分の補足という形で、私から小針野球場の利用状況について、当日配付資料 1、小針野球場の利用実績及び廃止に伴う利用代替に沿って説明させていただきます。

はじめに、1、小針野球場の利用実績をご覧ください。平成 28 年度から 30 年度の 3 年間の大会等での利用実績を記載しています。開場した日が、これは偶然なのですが、3 年間とも 244 日中 103 日のご利用をいただいています。特に土日の利用が主になるので、土日のみということで、抜き出しさせていただきますと、平成 28 年度が 81 日中 48 日、平成 29 年度が 79 日中 47 日、平成 30 年度が 77 日中 43 日という利用になっています。

その下、利用主体、利用大会等の日数等を記載しています。小中学生については、中学校の総合体育大会や市が主催しています新潟市少年少女スポーツ大会などで、1 年間になりますけれども、概ね 12 日から 16 日ほどのご利用をいただいているということと、大学生、社会人においては、これも市の主催になりますが、新潟市早起き野球大会や国民体育

大会軟式野球大会等において97日から101日。その他、還暦野球大会などで1日から7日間ご利用いただいているという状況です。

次に、廃止に伴う影響という部分で、利用代替できるかというところです。2の小針野球場廃止に伴う利用代替をご覧ください。仮に小針野球場を廃止した場合、ご利用いただいている部分を他球場で振り分けられるかというシミュレーションです。あくまでも机上のシミュレーションということでご理解いただきたいと思うのですが、立地等を考慮しているものではないのですけれども、記載のとおり、同一日、同一時間帯において、みどりと森の運動公園野球場や鳥屋野運動公園野球場など、そういった野球場で振り分けられるかというシミュレーションで、概ね市内の別の野球場の中で振り分けができるのではないかという結果が出ています。

なお、小針野球場をご利用いただいています団体、中学校体育連盟などをはじめとした野球関係者の皆様には、事前にご説明させていただいております。また、大会等で毎年利用されるような皆様には、来年度の利用を調整するための文書の中で、小針野球場の廃止については触れさせていただいております。今のところ大きな反対の意見はございません。今後も引き続き周知に努めていきたいと思っております。

(堀地域課長)

今ほど、スポーツ振興課から説明させていただきました。ひとまず、今の野球場の利用状況に関する部分で説明にご質問などありましたらお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、先月の本会で私からお願いしましたように、小針野球場の今後の方向性につきまして、西区自治協議会としての意見を集約していただければと思っております。皆さまからいただいたご意見は、先ほどご覧いただいた資料2のA4横の表のとおりですが、これを整理して文章としてまとめさせていただくとこのような感じになるかなというものを作らせていただいております。これから案として皆様にお配りしますので、中身をご確認いただけますでしょうか。

(追加資料配布)

(堀地域課長)

(案)としていますが、一つ目です。小針野球場の廃止および跡地の原則売却という市の方向性については適当と認める。二つ目は、跡地の売却にあたっては、西新潟市民会館の駐車場としての機能確保を検討するなど、周辺住民の意見を聞きながら丁寧に進めてほしい。この二つとさせていただきます。この文案で、もし差し支えないということであれば、これを西区自治協議会からのご意見としてまとめていただければと思います。会長、よろしく願いいたします。

(下川会長)

それでは、まず、総括的に今の話、スポーツ振興課も含めて、何か質問があるようでしたらご意見をいただきたいと思います。

よろしいですか。では、今ほど地域課の堀課長が説明しましたように、小針球場の方向性について、案ということで皆さんに提示させていただきました。

復唱します。小針野球場の廃止および跡地の原則売却という市の方向性については適当と認める。二つ目、跡地の売却にあたっては、西新潟市民会館の駐車場としての機能確保を検討するなど、周辺住民の意見を聞きながら丁寧に進めてほしい。

この2点にまとめて、自治協議会として提出したいと思いますが、異議なしでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、事務局から回答文の作成をお願いいたします。

## < 2 議事 (3) 公設老人デイサービスセンターの見直しについて >

(下川会長)

続いて、議事 (3) 公設老人デイサービスセンターの見直しについてです。本庁高齢者支援課の栗林課長から説明をお願いします。

(栗林高齢者支援課長)

福祉部高齢者支援課の栗林と申します。本日、お時間をいただきまして、公設老人デイサービスセンターの見直しについて、市の方針をご説明させていただきますとともに、その関係で西区にあるデイサービスセンター黒埼の里が公の施設としては廃止になることについて、自治協議会としてのご意見を頂戴できればと考えております。よろしく申し上げます。

では、説明させていただきます。お配りしてある資料3の裏をご覧くださいと思います。内容をご説明させていただきます。まず、老人デイサービスセンターの概要についてご説明いたします。資料1、老人デイサービスセンターの(1) デイサービスセンターとは、になります。デイサービスセンターについては、入浴や食事の提供、看護師や保健師などによる健康のチェック、あるいはレクリエーションによる交流などを行っております。利用者の自宅から施設まで送迎を行っているというものです。

次に、(2) 現状と課題になります。現状としまして、まずは民間の事業者が増加してきているということです。デイサービスについては平成12年度の介護保険制度開始以降、多くの民間事業者が算入し、事業所数が増加しております。資料中段のグラフの本市の老人デイサービスセンター事業者数の推移をご覧ください。事業所数は年々増加してきておりますが、平成27年の311をピークにほぼ横ばいで推移しておりまして、今年の4月1日現



在では、市全体で 295 の事業所数となっております。この内、市が設置しております公設のデイサービスセンターは 19 ございまして、全体に占める割合は約 6 パーセント程度ということで、民間がほとんどを占めている現状にあります。また、ほかの政令指定都市につきましては、民間事業所の増加を受けて、すでに公設を廃止しているところや、これから見直しを検討するところが多く、公設のデイサービスセンターがある政令指定都市は本市を含めまして半数以下という状況です。

次に、施設の老朽化です。資料中段の表、公設老人デイサービスセンター一覧は、公設デイサービスセンター 19 施設の施設名と建築された時期、平成 30 年度の収支を示しております。まず、建築年をご覧いただきたいのですが、最も古いものが平成 3 年に建築されておりまして、約 28 年が経過しております。19 施設の平均経過年数は二十二、三年ということで、全体的に施設の老朽化が進んでおります。施設の修繕については、現在、市と指定管理者とのリスク分担によりまして 500 万円以上の工事を市が負担しておりますけれども、施設の老朽化に伴い、特に設備関係の更新にかかる負担が増えていることが懸念されております。

次に、施設の経営状況の悪化です。同じ表の一番下にある H30 収支の欄をご覧ください。公設デイサービスセンターは指定管理者制度のもと、市からは指定管理料をお支払いせず、介護報酬等だけによる完全利用料金制を採用しておりますが、介護保険法の改正による介護報酬の減額改定ですとか、民間事業者との競争による稼働率低下の影響を受けまして、年度収支が赤字となる施設が出てきております。平成 30 年度では 19 施設の内、半数を超える 12 施設が赤字という状況です。

資料には記載しておりませんが、黒埼の里の直近 3 年間の収支状況を申し上げます。平成 28 年度が 497 万円の黒字、平成 29 年度が 17 万円の赤字、平成 30 年度が資料のとおり 144 万円の黒字ということでございます。また、黒埼荘の直近 3 年の収支状況ですが、平成 28 年度が 83 万円の黒字、平成 29 年度が 310 万円の黒字、平成 30 年度が資料のとおり 650 万円の赤字ということです。どちらの施設も利用者数の増減による収入額の変化が影響していると考えられますけれども、特に黒埼荘では 1 日当たりの利用者数が定員 35 人に対して平成 29 年度では 28.1 人だったのですが、平成 30 年度は 23.7 人となりまして、利用者数が大きく減少しております。

そのほかの区の施設においても、赤字となっている施設では同様に利用者の確保が難しくなっていることから収入が減少していることが大きな要因と考えられますが、黒字となっている施設においても、人件費を含めた経費の見直しなどで何とか利益を確保しているという状況もありまして、市の施設の経営環境は年々厳しくなっている状況です。

これらの理由によりまして、市が公設デイサービスセンターをこれから続けていくことにしても、指定管理を受けてくれる社会福祉法人がもう出てこないという事態が想定されるものですから、現在の指定管理期間が今年度で終わるのですけれども、今年度末を一つ

のめどに公設デイサービスセンターについての見直しをさせていただくことにしたところ  
です。

次に、2番の公設老人デイサービスセンターの整理の方向性についてです。今回の見直し  
を行っていくに当たりまして、まず、施設や設備に係る経費を負担している民間事業者  
との運営のバランスも考慮して、民間に任せられるものは民間にという考え方のもと、現  
在の指定管理者に市の施設を売却または貸し付けることによって、まずは公設から民設へ  
の移行を図ることを基本といたしました。ただ、施設の老朽化ですとか経営状況の悪化な  
どから、売却や貸付によって民間のデイサービスとして続けられるかどうか、見極めに時  
間を要する場合がありますことから、施設によっては現在の指定管理を一定期間、3年間  
ですが、継続しながら、その間で検討を続けていくこととしました。

また、現時点で譲渡、貸付による民設への移行が難しく、かつ周辺の事業所で当該施設  
の利用者が受け入れられると判断できる場合には、利用者全員が新たな事業所に引き継が  
れることを前提に施設を閉鎖させていただくことにしたところです。

これらの基本的な考え方のもと、西区にある2施設をそれぞれ検討いたしました。まず、  
西区にあるデイサービスセンター黒埼の里についてですが、現在の指定管理者である社会  
福祉法人新潟南福祉会と協議を行った結果、来年の4月1日に市が新潟南福祉会に施設を  
売却する見込みとなりまして、令和2年度からは新潟南福祉会のデイサービスセンターと  
して引き続き、利用者等も含めて事業が行われることになりました。

次に、デイサービスセンター黒埼荘については、今後の方向性の決定に時間を要するこ  
とから、整理方法に記載したとおり、来年度から3年間の指定管理期間の中で引き続き検  
討をしていくこととなります。

次に、3番、今後のスケジュールですが、西区に関係するところとしては丸の二つ目以  
降になります。本日の説明ですが、黒埼の里の管理が市から新潟南福祉会に変わることに  
つきまして、自治協議会条例に基づいてご意見をお聞きするとともに、指定管理が継続さ  
れる黒埼荘につきましては、その手続きを今後進めてまいります。

12月になりますと、黒埼の里を含めた売却、閉鎖施設に関する老人デイサービスセンタ  
一条例の一部改正議案と、黒埼荘を含めました指定管理施設に関する指定管理者選定議案  
を市議会に上程する予定です。来年の4月には、黒埼の里について、新潟南福祉会の事業  
所として運営が始まるということです。

(下川会長)

皆さんの意見をお聞きする前に、申し上げるのを忘れたのですが、小針野球場の件と同  
じように、この件は新潟市自治協議会条例第7号第1項第2号の規定によって必須意見聴  
取事項です。これを一つ頭に置いておいてください。したがって、自治協議会としての意  
見をまとめる必要があります。

そこで、まずは皆様のご意見を伺いたいと思います。ご意見、ご質問がありましたらお名前を申し上げた後に質問してください。よろしくお願いいたします。

(大谷委員)

1号委員の大谷と申します。

新潟市の厳しい財政状況からして、また、利用実態からしまして、公設老人デイサービスセンターの整備方向性については理解できますが、公設老人デイサービスセンター一覧にある黒埼荘の収支差額についてを例に上げて、少し質問したいと思います。本来であれば、新潟市から指定管理料を得て運営を行っているわけですから、収支は均衡しているものと思っていますが、平成30年度の収支では650万円の支出超過になっています。その辺を今一度詳しく、仕組みを説明していただきたいと思っています。

(栗林高齢者支援課長)

先ほどの説明の中でも簡単にお話しさせていただいたのですが、ここは指定管理料はお支払いしていません。指定管理料は支払わずに完全利用料金制ということで、完全というのは市からお金を払わないということなのですけれども、利用料金制、事業を行って事業者が収入を得て、係る経費を支払う。つまり、建物を借りて本当に事業をやっているという状況です。ですので、プラスもマイナスも収支のところは指定管理者のほうに行くという状況になっています。市からは、500万円以上の修繕がかかる場合以外はお金はお支払いしていません。

(大谷委員)

では、なぜ指定管理をしているのかが少し疑問で、よく分からないのですけれども、市からは支払っていないということですか。

(栗林高齢者支援課長)

民間の力で施設を運営していただくということで、そういう制度になっております。ここで、例えば、赤字とか差額を補てんすることは、指定管理制度の趣旨に合わないものですから、最終的な不足分は事業者にお願いすることになっております。

(藤丸委員)

民生委員の代表で藤丸と申します。

簡単な質問でよろしいですか。利用料金はいかほどなのか。これは利用している方が毎月とか回数に応じてということでしょうか。

(栗林高齢者支援課長)

そうです。介護度によって利用できる回数が決まっています、その金額も要介護の人はいくらか決まっていますので、それは市の施設であろうが民間の施設であろうが同じになります。

(藤丸委員)

およそ、5でも3でも違ってきますけれども、大体おいくらなのでしょう。私たちは利用料が意外と分からなかったのですけれども、例えば、中間程度だといくらくらいですか。

(栗林高齢者支援課長)

すみません、少し分かりづらいかもしれませんが。要介護3ですと1回につき8,953円のそれぞれ1割から3割負担になります。

(坂井委員)

公募委員の坂井です。

指定管理者ということは、指定されて管理を任せられ、そこで事業を行うということだと思えるのですが、施設の賃貸とかそういうことではないのですよね。施設料金というか、賃料が発生するとかではなくて、あくまで介護報酬と人件費、あと水光熱費の経費ということでしょうか。

(栗林高齢者支援課長)

おっしゃるとおりです。今度、民間事業として移行しようという場合には、賃料をいただいて、普通の民間事業と同じように建物を借りていただきますので、そこで賃料をいただいてやるということを今後やっていこうということです。今までは全く賃料はもらわずに、市の施設を管理してもらっていますので、いただいております。

(坂井委員)

そうすると、赤字になるのは、赤字の理由は掌握しておられるのでしょうか。

(栗林高齢者支援課長)

はい。これも先ほど説明の中で申し上げましたが、利用者といいますが、使っていただく方が減ってきていると、民間事業者がだんだん出てきて、デイサービスだけではなくても、新しいサービスが出てきておりますが、だんだん利用者の確保が難しくなっているということで、だんだん赤字になってきているのが実態です。

(風間委員)

参考までに、新潟市のデイサービス事業所数の推移が、ピークが 311 で現在が、一番近いところが 295。その内の 19 施設が公設という話がありましたけれども、例えば、全くの民間の場合は、どのような経営をしているとかそういう情報を市ではどのように把握されているのでしょうか。例えば、事業所を届け、その辺は素人なものですから。

(栗林高齢者支援課長)

デイサービスのような在宅系のサービスは届出をすればすぐ許可されます。私どものほうで場所ですとか中身について、それほど把握は正直言ってしておりません。ですので、311 から少しずつ減ってきていますし、昨年度、少し利用率も調べましたけれども、市全体で7割くらいというところでした。はっきりしたことは言えませんが、かなり過剰な状態にあるのかなとは思っています。

(風間委員)

商売のパイは同じでしょうから、取り合いするということは当然考えられますけれども、例えば、区ごとにどのような状況とか、あるいは、うまくいっている事業所とかそうではない事業所がみんなあると思うのです。そういうものを何か参考にして、これまでの、例えば、先ほど、地元では黒埼の里と黒埼荘については3年分の収支の発表がありましたけれども、そういう単純なものではなくて、何か別の角度から把握するような見方は、今後、予定はないのでしょうか。

(栗林高齢者支援課長)

今後については、申し上げたように、これについては民間にお願いしようということにしておりますので、市の施設として分析する予定はありませんけれども、うまくいっている事業者はそれなりにターゲットを絞って特化してやったり、いろいろなやり方があると思うのですけれども、そういうことは民間事業者の方がそれぞれ勉強されて、かなり競争の中で生き残っておられますので、そこは民間にお任せしようかと思っております。

(澤邊委員)

新潟大学の澤邊と申します。

市の施設ということですので、整理の方向性の選択肢は概ね理解できると思うのですが、実際に、この二つの数値に関して、整理方向として、黒埼の里に関しては売却する、もう一方に関しては時間が必要だというご説明だったかと思うのですが、その辺りの根拠を伺いたいと思います。ご説明の中に、各施設の3か年分の事例として収支の話があったのですが、その収支の推移を見て決められているのか、それとも何か特別にこういう基準で市の方向性ということでご提案されているのかを伺いたいと思っています。たまたま今年度の収支、直近の収支がそうだったからそうなのか、それとも、こうい

った公設の施設に関して、指定管理者を決める段階でこういう方向で運営していきましょ  
うみたいな前提としてのお話があるのかで少しこのデータの見方が変わるのかなと思って  
いますので、この辺り、少し補足で教えていただければと思います。

(栗林高齢者支援課長)

今回、売却か貸付かという、施設によってどちらもできるということはあります。売却  
できる施設というのは単独である施設で、あと、貸付というのはビルの中でワンフロアを  
使っているような施設、これは売れないので貸し付けるという方向で、その二つの方向で、  
各社会福祉法人に意向をお伺いしました。民間事業としてやっていただけますか、どうで  
すかという中で、今現在ですぐ買ってやりますというのが黒埼の里を含めたいくつかの法  
人であり、できません、撤退しますという、閉鎖になる施設が4施設くらいありますが、  
そういう施設です。残りの施設については、社会福祉法人のほうでもう少し時間を取って、  
単純な収支だけではなく、例えば、今後、この施設でどのくらいの修理がかかるのかとか、  
周りの状況を見てとか、福祉法人は当然、周りの状況も考えて、自分たちがいなくなれば  
この地域はどうなるのかということもお考えになりますし、その辺も総合的に含めて、社  
会福祉法人としても少し時間がほしいと。我々もその結果を受けて、実際にそれが受け入  
れられるのかどうかという辺りもありますので、その辺も含めて時間をいただこうとい  
うことにしたところです。

(澤邊委員)

加えて、少しだけお時間をいただいてもよろしいでしょうか。

例えば、続けていくときの修繕にかかるお金は、500万円を超える部分については市の負  
担だという話があったかと思うのですが、今回の課題の中で、施設の利用状況の経営悪化  
と併せて施設の老朽化という話が二つ同時に出ていると思います。考え方とすると、経営  
を改善するために施設を改善していくというときに、市の500万円以上の修繕という方  
向性も考えられたときに、市としての財政出動というか、そういう辺りの判断も関係して  
くるのかなと思ったので、収支の見方というか、その辺が少し気になったということです。

(栗林高齢者支援課長)

今、指定管理の場合は500万円以上は市が持ちますけれども、今度、民営化した場合に  
は、市は500万円以上を払うということはいたしません。ただ、建物の持ち主として基本  
的なところを市がメンテナンスする必要が出てくるとは思いますけれども、500万円以上か以  
下かは指定管理者制度の中での区分ですので、民設に移行した場合はそういうものとはな  
りません。基本的には、事業者の方が事業に係るものは自分で修繕するということになり  
ます。

(澤邊委員)

そうすると、移行するかしないか、売却か貸付かの以前の間は市で見えていく、それ以外はビル管理と同じような形ということですか。

(栗林高齢者支援課長)

おっしゃるとおりです。

(岩協委員)

岩協と申します。一つ質問します。

今、公設デイサービスの各事業所別、先ほど説明がありました。大きなコンクリートとかそういう建物のところは売却できないとかいろいろ問題があって、例えば、鏡淵とか本町などはコミュニティセンターとかそういうハウスはあるのですけれども、これは今の説明で私はやっと理解できました。

それともう一つ、黒埼荘の指定管理者は新潟市社会福祉協議会が受けているわけですよね。この案件については、社会福祉協議会も数年前から困った困ったと言っています。ということは、この背景にあるのは、労働条件もいろいろ加味しているのです。もう一方の黒埼の里はどうかというと、これは南区の民間の福祉法人なのですよ。

(栗林高齢者支援課長)

西蒲区です。

(岩協委員)

西蒲区ですか。

ここは、聞くところによると企業努力をしているのです。社会福祉協議会が企業努力をしていないかということ、やはり労働条件のベースが若干違うのです。だから地域事情によっても違うということで、これは全部同一条件だとするとそういう誤解があるので、その辺もよく説明していただくと、委員の方々も理解できるのではないかと思います。職員の方々は労働条件が非常に、最近、介護保険が減額されているということも加えて、AというところがよくてなぜCが悪いというのも説明してもらえると、より一層理解できるのではないかと思います。お願いしたいと思います。回答はけっこうです。

(小川委員)

小川です。この辺は全く素人でよく分からないのですけれども、若干質問させていただきます。

今、売却対象になっているのは黒埼の里で、黒埼荘は検討ということで、どちらも黒埼の施設がまな板の上にあがっているわけですけれども、黒埼地区の方々は、ほかの民間の施設はたくさんあるのでしょうか。それが1点目です。

2点目は、この施設を使っている方々、利用者はこのことについてきちんと理解されているのかどうか。納得しているのかどうかをお願いします。

最後に、売却先の新潟南福祉会というのはどういう。具体的に、どういう施設を運営されているのかとか、その辺を差し支えがなければ教えていただきたいと思います。その辺がクリアできれば、私は売却もやむをえないのではないかと考えています。

(栗林高齢者支援課長)

西区の黒埼圏域ですけれども、通所介護事業所が六つあります。あとは坂井輪・五十嵐に20、小針・小新に14、内野・赤塚・中野小屋で8くらいです。これは10月現在の数字になります。通所介護ですので近いのが一番いいのですけれども、近くなくても送迎を広くやりますので、全体的に見れば十分だろうと思っています。

ご利用者への説明ですけれども、今、新潟南福祉会に運営していただいていますので、表面上はほとんど使っている方は分からないのではないかと思います。ただ、切り替えのときには市の施設から新潟南福祉会の施設に変わりますというご案内はしようと思っています。

あと、新潟南福祉会は、法人の資料がありませんけれども、大きな特別養護老人ホームを含めて西蒲区、南区辺りで大規模にやっておられますので、問題ないというか、心配いらないのだろうと思っています。

(長澤委員)

2号委員の長澤です。よろしくをお願いします。

まず、収支の中ですけれども、新潟市では収支の赤字分の補てんは、当然、やらないのだということですが、中には1,000万円を超える赤字の事業所があります。こういう中で運営を続けていかれている姿そのものが、私自身、理解できない点です。

それと、利用者数が減っていると。高齢化が進んで、年々、恐らくは対象になる方も増えていくのだと思いますけれども、その減っている要因などはどうなのでしょう。

それと、将来の推移。例えば、今、公設でやっていますが、売却等で施設が減っていったら、その先、受け入れとしてはどうなのか。その辺の推移についてご説明いただきたいと思っています。

(栗林高齢者支援課長)

収支を1年分だけ出していますので、ちょっと分かりづらいかもしれませんが、何年か分を見ますと、四、五年前というか数年前までは黒字のところもけっこうありました。公



募でやっているところもあるのですが、基本的にはずっと長い間、ほぼ一つのところに運営してきていただいています。そういう意味で、単年度では赤字ですけれども、長い目で見れば、これまではやっていける状況だったのだらうと思います。ただ、今後は少し難しいというお話をいただいて、今回、見直しをさせていただいているところです。

あと、利用者は全体としては減っていません。民間の事業者との取り合いと言うとあれですけれども、競争の中で公設事業所の利用者が減っているということで、これについては通所介護だけではなくて、最近、別のサービス、小規模多機能型居宅介護事業所ですとか新しいサービスが出てきていますので、そういう意味で、デイサービスだけがどんどん増えていくという状況でもなくなってきているのではないかと。ただ、デイサービスは介護サービスの中のメインに近い、多くの方が利用されていますので、これが利用されている全体数が減っているということではありません。

(下川会長)

ほかにありませんか。

先回の小針野球場と同じように大変たくさんのご意見をいただきました。ご質問、ありがとうございました。

方向性としての市の取組み、見直しをする、当初の説明にありましたように、民間業者が大変増えているということなので、結果的に利用者に対して負担をかけることはないのですよね、経営者が変わっても。間違いなくそういう方向ですよ。そういうことなので、市の行政からいきまして、この見直し案の方向で進めることについてどうでしょうか、皆さん、よろしいでしょうか。自治協議会としての意見は集約しなければいけないのですよね。どうしてもまずいということで、この方向に納得しないということになれば、また審議のし直しになるのですけれども、今の説明で納得する方向で考えてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、この意見を参考にしながら自治協議会の意見として集約させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

### < 3 報告 (1) 西区生活交通改善プランの改定について >

(下川会長)

それでは、議題は三つ終わりましたので、これからは報告事項になります。最初に上げられますように、西区生活交通改善プランの改定についてです。堀地域課長から説明をお願いします。

(堀地域課長)

報告事項の（１）西区生活交通改善プランの改定について、説明させていただきます。本日お配りしています、当日配付資料２と記載されたA４縦の左上ホッチキス止めになっている資料をご覧ください。

こちらの案件ですが、８月の本会でも説明させていただきました、現行の西区生活交通改善プランが、１の（２）にありますように今年度末で５か年の計画期間が満了となるため、取組みの結果や今後の課題など、現行のプランをベースに改訂を進めるものです。このたび、１０月１８日に第１回目の検討会議を開催しましたので、概要を報告させていただきます。

はじめに、プラン改定の概要について説明させていただきます。資料の中ほど、２番の（１）です。今年度、新潟市全体の交通政策の基本方針として、にいがた都市交通戦略プランとその実施計画である新潟市地域公共交通網形成計画が策定されました。このたび改定します西区生活交通改善プランはこの一部に位置づけられまして、区のまちづくりと連携させながら、区バスあるいは住民バスといった区的生活交通を確保維持するための実施計画となります。

なお、鉄道や路線バスなど幹線的な交通やBRTの新バスシステムについては、新潟市全体の計画が策定されています。これらの計画と役割分担を図りまして、あくまでも西区の生活交通のための計画と位置づけております。

その下の（３）改訂の視点をご覧ください。一つ目ですが、今回の改訂はあくまでも現行のプランをベースに新潟市全体の基本方針に則った記載事項の見直しを行うもので、今年度策定した市全体の計画、にいがた都市交通戦略プラン、それから新潟市地域公共交通網形成計画の五つの基本方針の視点に基づいて整理してまいります。中でも、太字で下線をつけている、都心アクセスの強化、それから生活交通の確保維持・強化、市民や関係者による協働の三つを西区の生活交通に特に関連する視点としました。二つ目、三つ目ですが、改定するプランは西区の生活交通に特化するものとしまして、記載内容の見直しを行ってまいります。

一番下の（４）スケジュール案です。１０月から３回の検討会議を重ねてプランを改定してまいります。年明けには自治協議会の皆様に意見聴取をさせていただきまして、プランを最終的に策定、公表したいと考えています。

資料を１枚おめくりいただきまして、表題が西区生活交通改善プラン（案）となっている資料をご覧ください。全体の章立ては記載のとおりになっています。現行プランをベースに全６章で構成しております。この内、第２章の市民ニーズ、それから第３章にあります取組みの振り返り以外は現行プランと同様の構成となっております。この後、プラン案の説明をさせていただきます。

第１章と第２章については、本日、説明を割愛させていただきます。

８ページの第３章、A３横の資料をお開きください。第３章では、現行プランの取組みの結果や成果、今後の課題を記載しております。

表題がグレーの部分、左から現行プランにおける課題、基本方針、主な施策となっているところは現行のプランにも記載している内容です。オレンジ色の部分、取り組みの結果、成果と今後の課題が、改定に当たり記載した内容となっています。

表の一番左側、現行プランにおける課題として三つ掲げています。課題の一つ目として、①既存公共交通の利便性不足。そして、その課題の解決に向けて、右に行っていただいて表の上のほうになりますけれども、中ほど1番の公共交通の利便性向上という基本方針を定めてさまざまな施策に取り組んでまいりました。

裏面9ページをご覧ください。今ほどの説明と同様ですが、課題として、②公共交通空白・不便地域の存在。そして③区民の公共交通に対する意識不足を課題として掲げていまして、それぞれの課題の解決に向けて対比する形で、その右側、2番の公共交通空白・不便地域の最小化、それから3番の公共交通をみんなで支える意識と仕組みづくりという基本方針の取り組みを進めてまいりました。具体的な取り組み内容は、そこの主な施策、それから取り組みの結果の欄に記載のとおりですが、本日、個々の説明は省略させていただきます。

また表面の8ページに戻っていただきまして、表の一番右端の欄、成果と今後の課題をご覧ください。

まず、公共交通の利便性向上に対する成果と課題です。一番上、区内において不足していた南北の移動手段が、坂井輪コミュニティバス、現在は区バスの坂井輪ルートとなりまして、土日休日を含めて通常運行していること、それから新潟交通の青山循環線が新設されたことにより、拡充されたと考えております。

二つ目、区バス坂井輪ルートが区役所のほか、総合病院や亀貝あるいは小新の大規模商業施設などを結び、充実が図られました。

三つ目、新バスシステム導入以降、国道8号を通る大野・白根線、味方線のバスの総便数が増加しました。

四つ目、内野駅に駅前広場を整備し、路線バス、区バス等が乗り入れできるように新潟交通と協議した結果、まずは路線バス、大堀線の一部と黒鳥線になりますが、路線バスの一部の乗り入れが実現しました。これにより、バスと鉄道の結節機能が向上したと考えています。

五つ目、JR越後線ですが、内野駅から西方面で運行本数が少なくなるため、利便性の向上に向けて地域住民の皆様とともにJRへ働きかけを行っています。

続いて、下の課題です。南北方向のバス路線は運行地域が限られています。よりご利用しやすくなるように、比較的充実しています東西方向の路線バス、あるいは鉄道との結節機能を向上させる必要があると考えております。

二つ目、青山の結節点をはじめ乗り換えの負担感を軽減するために、バス待ち環境の更なる改善が求められております。

三つ目、黒埼地区内においてはバス停までのアクセス、また黒埼地区から西区内のほかの地区への移動について、さらに内野駅前広場については路線バスだけではなく、区バス

中野小屋ルートなどの生活に密着した交通も乗り入れるなど、さらなる利便性の向上が課題となっています。

最後、五つ目、J R越後線の利便性向上に向けて、地域住民の皆様と連携し、引き続き利用促進を図っていく必要があります。

裏面の9ページに移っていただきまして、同じく表の一番右側です。2番の公共交通空白・不便地域の最小化に対する成果と課題です。路線バスの廃止路線を引き継ぐ形で現在運行しておりますコミュニティ佐潟バスなどは利用者の母数が少なくて収支の確保が困難であったため、補助制度の上限を地域の実情に応じて設定できるように見直しまして、運行団体の負担軽減と当該バスの持続性を図ったところです。また、その一方で、西地区を運行する区バス・住民バスは利用者が依然として少ない状況にあります。さらなる利用促進を図っていく必要があるということ。さらに、公共交通の空白地域はほかにもありますが、移動ニーズが、もし地域でまとめていただければ、新たな住民バス路線の提起なども地域の皆さんと相談しながら進めていく必要があると考えております。

最後、3番の公共交通をみんなで支える意識と仕組みづくりに対する成果と課題について、表の右下です。区だよりあるいは運行団体自らの広報、それから時刻表の配布などによりまして公共交通利用への意識づけが少なからず図れてきたものという成果とともに、引き続き繰り返し意識の醸成に取組み、さらなる利用者の増加に努める必要がある、これが課題であると考えています。

次に、10ページをご覧ください。第4章になります。これまでの取組みなどを踏まえまして、持続可能な区的生活交通の確保維持・強化に向けて、今後の課題を整理した章です。まず、1番の生活交通の利便性不足の項目では、南北方向を結ぶ区バス坂井輪ルートと東西方向を運行する路線バスとの結節性の向上。それから黒埼地区内についてですが、公共交通を利用した移動、それから坂井輪地区、西地区方面など、地区内のほかの方面への移動の困難さ。西地区については、西地区を運行する区バス、住民バスの利用者の確保を上げております。

2番の市内中心部へのアクセスでは、鉄道と路線バスや区バスなどとの結節性の向上。それから一部の路線を除き市内中心部への移動には乗り換えが必要なため、バス待ち環境の更なる改善が必要であるということ。黒埼地区内において、路線バスが比較的充実している国道8号までの移動が困難な地域があること。西地区では、J R越後線の利便性の向上に向けまして利用促進の取組みが欠かせないことを上げております。

一番下、3番の区民の公共交通に対する意識不足では、ここは現行のプランと変わらないのですが、区民のマイカー依存度が高く、公共交通の利用が少ないことを引き続き課題としています。

最後の11ページをご覧ください。第5章になります。第4章で上げた課題を受けまして、繰り返し申し上げて申し訳ありませんが、持続可能な区的生活交通の確保維持・強化に向

けまして、現行プランの目標と基本方針を見直したものを、ここで将来像として整理しております。

1番の目標では、現行プランでは公共交通としておりましたが、これを生活交通に改めまして、西区内の生活交通の活性化と利便性の向上、持続可能な仕組みの構築を目指す、これを目標とすることとしました。

次の2番、基本方針です。第4章の課題に対応させるため一部表記は変更しておりますが、現行プランと同じ三つの方針を掲げております。まず、(1)生活交通の利便性向上です。既存の区バス、住民バスの利便性向上に取り組むとともに、公共交通の空白、不便地域における実情を把握し、住民バスなど地域の移動を支える交通手段について検討します。

(2)市内中心部へのアクセスの向上です。市内中心部への幹線的な交通とそれにアクセスする生活交通との結節性の向上や、乗り換え環境などの向上に取り組めます。

(3)公共交通をみんなで支える意識と仕組みづくりです。公共交通を地域全体で守り育てていくため、関係者や運行団体と連携し、みんなで支える意識の醸成、利用促進に向けて取り組めます。

このたび改定を進めてまいります新しいプランは、以上の三つの基本方針に基づき取り組んでまいりたいと考えております。

今回は基本方針までの説明ですので、まだ具体性、具体的に何をやるということが欠けた内容となっておりますけれども、この部分は次回11月の検討会議で提示する予定にしております。次の第6章において、今後の具体的な取り組みを盛り込んで説明させていただく予定としております。また、その後の自治協議会本会でも、皆様にその部分をお示しさせていただきます。

今日お配りしている資料の説明は以上ですが、10月18日に開催されましたこの検討会議におきましては、私ども事務局の説明に対しまして、出席された委員の皆様から、例えば、バス停までも行くことが困難な高齢者がいるのだということ。それからいわゆる乗り合いタクシー、デマンド交通の実現可能性などについても、今後検討できないかというようなご意見もいただきました。

この会議には、自治協議会を代表して第3部会の岩脇部会長、高田委員、高橋委員、寺瀬委員からもご出席いただいておりますが、出席いただいた委員の皆様、何か補足などがあればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。

西区生活交通改善プランの改定に当たりましては、冒頭、スケジュールの中でもお示しましたように、検討会議ごとに自治協議会本会でも報告させていただきます。また、この資料をご覧になりまして、もしお気づきの点などがありましたら、後日で結構ですので、事務局までお寄せいただければ幸いです。

(下川会長)

ただいまの報告について、ご質問はございませんか。

(小川委員)

たびたび恐縮です。初めてなものでよく分かりませんが、生活交通と公共交通の使い分けといいますか、その辺、私にも分かるように分かりやすく説明願いたいと思います。

(堀地域課長)

いわゆる公共交通は広くバス、J R等の鉄道も含めたものになりますけれども、今回のプランに位置づけている生活交通は、まさに地域の皆さんのより身近な部分の交通と考えております。ですので、その基幹的な部分のJ Rとか基幹的なバス路線につながる部分、あるいは地域内での移動手段といったものにより特化したプランと考えております。

(小川委員)

マイカーも含むのですか。

(堀地域課長)

いわゆる公共交通という大きなくくりの中の生活に密着した部分ですので、マイカーは含まれないと考えます。

(長澤委員)

質問等ではなく、むしろ私の切なる希望というかお願いなのですが、新交通システムのB R Tというものが成果を上げるか上げないかというのは、枝葉の細かな交通システムだと思っています。特に、西区はどの区よりも早く青山からB R Tの運行が始まったわけですから、ぜひ、いろいろな問題点があると思いますけれども、皆さん、いろいろな知恵を出しながら結果を出していただきたいと思います。また、区の皆さんもこういう形で一生懸命取組んでいらっしゃいます。ぜひ、利用者、地域の皆さんの意見等、いろいろ聞き取りができる場を今後とも積極的に設けていただきたいと思います。

(堀地域課長)

いただいたご意見は次の11月の会議でも触れさせていただきたいと思います。

(下川会長)

ほかにありませんか。

よろしいでしょうか。

< 3 報告(2)「避難所開設基準の正式運用について」 >

(下川会長)

続いて、報告事項(2)避難所開設基準の正式運用についてです。真田副区長より、よろしくをお願いします。

(真田副区長)

私から、避難所開設基準の正式運用について話をさせていただきたいと思います。

皆さん、お手元の資料4をご覧ください。すでに市長記者会見や市報、ホームページでお知らせしているところですが、6月の山形県沖を震源とする地震を受けまして、避難所の開設基準の見直しが10月1日に正式に運用開始されましたので、改めて説明させていただきます。

6月18日の山形県沖を震源とする地震では、津波注意報による避難指示を受け、多くの市民の皆様が避難所や津波避難ビルに避難されました。資料の裏面上段の従前の避難所開設基準をまとめた表をご覧ください。6月18日に発生した山形県沖を震源とする地震では津波注意報が発令されましたが、震度4強だったので、この表の一番右側の列の上から3段目の「参集しない」に当たります。避難所の開設基準に該当せず、職員は参集しない状態であったため、混乱が生じてしまいました。市としては、取り急ぎ、7月1日から、津波注意報の発表で避難所担当職員が避難所へ参集するよう暫定措置を執ってまいりました。今後、同じような混乱が起きないように、市所有施設以外の避難所とも協議し、避難所の開設基準の見直しをこのたび正式に行ったものです。

新たな基準では、津波注意報、津波警報及び大津波警報発令時には、震度にかかわらず、避難所担当職員が避難所に参集し、避難者がいる場合に開設するということが追加されました。資料の下段の表をご覧ください。変更箇所は太枠で囲ってあります。あとは下線を引いてあります。震度4以下の津波注意報で「参集し状況確認」と変更になりました。また、津波警報、大津波警報では、津波避難ビルを兼ねるかどうかにかかわらずすべての避難所で「参集し状況確認」に変更しました。

最後に、市長記者会見でもお願いしましたが、車を使って避難することにより渋滞が発生してしまいました。災害時には車でしか避難できない方や、また、緊急車両等のため通行スペースの確保が必要になりますので、できるだけ車の使用はお控えいただけるよう、改めてお願いいたします。

併せまして、台風19号に関する西区の状況をお話しさせていただきたいと思います。お手元の当日配付資料3をご覧ください。10月12日土曜日から関東、東北、北陸地方に甚大な影響を与えました台風19号に関する西区での対応と被害状況についてまとめたものになります。

上から、1、警報及び職員の配備体制をご覧ください。新潟市では、自主避難者がいらっしやった場合に対応できるよう、全区役所及び出張所で10月12日土曜日の午前8時半から事前配備体制を執りまして、西区では区役所及び二つの出張所に計6人の職員を配備

いたしました。警報に関しては、暴風警報が12日の昼12時43分に発令され、翌13日午前4時34分に解除。そして信濃川水防警報が13日の深夜2時50分に発令され、13日の昼12時30分に解除されております。これらの警報に伴う配備としましては、12日12時43分の暴風警報の発令によって、1号配備としまして13人を配備。13日12時30分の信濃川水防警報解除により1号配備を解除。パトロールの完了をもって15時40分に配備体制を解除しました。

2の自主避難者の受け入れ状況をご覧ください。西区役所では、区役所健康センター棟、西出張所、黒埼出張所の3か所で自主避難者を受け入れました。自主避難者は西区役所23人、西出張所8人、黒埼出張所6人の計37人でした。また、地域で自主的に開設いただいた避難所が2か所ありまして、そちらには計9人の方が避難されております。いずれも13日午前7時半には全員退所されております。

3、施設の臨時給間及びイベント中止をご覧ください。坂井輪児童館、老人福祉センター黒埼荘、すべての老人憩いの家について12日と13日の両日を臨時休館させていただきました。また、西区アートキャラバンなどご覧のイベントを中止させていただきました。

4、主な被害状況をご覧ください。人的な被害はありませんでしたが、倒木、倒壁、標識の破損などの通報が29件寄せられたほか、農作物やビニールハウス等の農業被害が出ております。また、西区で最大7,864戸の停電をいたしました。停電については、新潟市全体で最大8,614戸が停電しましたが、その9割以上が西区の世帯を占めていたことを重く受け止めまして、西区として東北電力株式会社へ申し入れをさせていただきました。

東北電力新潟電力センター所長がおいでになり、停電の原因は、台風による強風で海から巻き上げられた塩分が碍子と呼ばれる絶縁体に付着し、水分を含んで漏電する塩害が停電の主な原因であるとのことでした。対応としましては、台風等による強風で塩害が懸念される場合は速やかに臨時パトロールを行い、必要に応じて碍子の塩分を洗浄する作業を行うとのことでした。なお、塩の影響を受けにくい碍子もあるものの、一方で強度が落ちる、また高価であるといった課題があるそうですが、西区としては、山形県沖を震源とする地震、台風18号、そして今回の台風19号と連続して停電していることから、迅速な対応を東北電力に強く申し入れをさせていただきました。

もう一つだけ、これとは全く関係ない話なのですが、高齢者向けの安全運動指導事業ということで、ドライブレコーダーを貸し出す事業を今年度やるという話を何回かさせていただいております。次の区役所だより11月3日号に載せますので、ぜひ、ご覧いただければと思います。

(下川会長)

ただいまの報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

(杉原委員)



3号委員の杉原と申します。

台風19号に関してなのですが、新潟平野は結果的に軽微な被害だったと思うのですが、国土交通省の大河津分水の担当の方に聞きましたら、大河津分水という燕市から長岡市寺泊地区に抜ける分水路がけっこうぎりぎりな状態だったということで、はらはらす水位で、実際にはその上流で何箇所も洪水被害を受けているところがあるのですが、これからの災害はなかなかどうこの被害がいつ起こるということが想像しづらい時代になってきていると思います。

いろいろなパターンで、例えば、避難場所や避難方法を新潟市から告知していただくのも一つの手段ではないかと思っています。特に、夜間に浸水していると、なかなか自分の家が浸かっているという状態すら気づくことが難しく、その時点で1階から2階に避難することも、家具などが密集してしまっていてできないそうです。例えば、今回は、新潟は比較的少ない状況だったと思うのですが、隣の県であったことが新潟でも起こりうるという感じで、例えば、避難情報を、12日の時点でこういったケースが想定されるので、1階に寝ている方は2階に寝たほうが安全ですとか、もしくはイベントも、とても英断だと思ったのがシティマラソンの早期の中止の発表ですとか、古町のイベント中止も発表されて、それは残念な部分もあると思うのですが、それは非常にいい取り組みだったと思っています。

それで、少し気になったのは、JR越後線で1時か2時に運休が発表されていたのですが、私の子どもが通っている幼稚園が文化祭のバザーを予定してしまっていて、若干の時間短縮で終わったのですが、けっこう運行ぎりぎりの時間帯まで継続されていたので、その辺はもう少し余裕を持った開催もしくは延期とか、別の方法もあったのではないかと思います。この場で言うのは筋違いかもしれないのですが、もしご指導できるような立場であれば、検討をお願いできればと思っています。

(真田副区長)

新潟市役所として、今回の台風19号に関しては前日の金曜日の時点から、気象庁の情報を得たうえで緊急連絡会議的なものを全庁的にやっております。それを受けて、気象庁の情報を得たうえで、これくらいの状況だということの中でいろいろな対策を執ったという形になります。通常であれば、今回に関しては風と、雨は新潟ではあまり降らないという話でした。ただ、上流部は降るところもありましたので、不安に思われる方がいらっしゃるのではないかと、通常であれば避難所を開設しないような状態だったのですが、もはや事前配備ということで、自主避難されたいという方を受け入れられるように、土曜日の朝から自主避難者を受け入れる体制を執らせていただいております。

気象庁の気象警報はかなり早い時点で出されます。例えば、風雨が強くなると予想される6時間前には発表されることになっていますので、それを受けて動くということでも、正直、間に合うのかなと。ただ、それを受けたら、足が不自由だとか、そういった早めに

避難準備が必要な方に関しては、それを受けて早めに準備していただくことが必要だと思いますので、次の段階として、市としては避難準備情報ということで、足が不自由だったり高齢者の方に関しては早めに避難してくださいという情報を出します。

情報の出し方としては、一番いいのは、皆さんに市から出している防災メールに登録していただけると、本当に瞬時に来ますので、どこにいても受け取れますし、それは自分が住んでいる区以外のところに関しても登録していただきますと、例えば、ご親戚がいるとか、娘さんが別の区に住んでいる場合、その区も登録していただきますと、その情報も入るものになりますので、ぜひ、防災メールに登録していただければと思います。防災メール以外にも、市としてできる限りの手段を使っていろいろな情報をお知らせしている状態になります。

先ほどのJRに関しては、JRもそのような気象情報や、新潟市がこのように対応するというを受けていろいろ考えたのだらうと思います。

あと、いろいろな主催者団体の方が今回の台風を受けて、本当に残念ながらということで、いろいろな物を中止されていると思います。本当に危険であれば中止というのはとても英断だと思いますので、皆さん、気象情報等を日ごろから気にしていただいて、あとは、主催者の考えもあれなのですけれども、参加する個人もそういった気象情報をしっかりと自分で理解して行動することが大切になるとと思いますので、そういった形で、ぜひ、今後も気にしていただいて行動していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(小川委員)

先ほど、停電の塩害について説明がありましたが、私は自治会長をやっていますが、実は、今日のお昼に東北電力の方が2名来られました。私は海岸部の自治会なのですけれども、そこに電線が入ってまして、そこをさっそく調査修繕すると。区とも連携を執りながらやっていきたいということをお話しておりました。多分、それだろうと思います。

もう1点、6月の山形県沖を震源とする地震の件ですけれども、津波注意報が出て、やはり慌てた人がいまして、遠くの避難所まで車でどンドン行って大混乱を起こしていました。その後反省しまして、私は役員会で話したのですけれども、震度1はきちんと家でいつも避難できるように退避していたほうが一番いいのではないかという話になりましたが、そのようなことでいいのでしょうか。砂丘がありますので、仙台みたいにすぐに津波がばさっとくるような場所ではないので、津波注意報では慌てて避難しなくてもいいのでしょうか。

(真田副区長)

絶対に津波注意報が出たからといって安心かと言われると、絶対とは言えないのですが、今回、津波注意報に関しての、例えば、緊急速報メール、にいがた防災メールとか同報無線とかツイッターの文言などが「海岸付近にいる方は直ちにそこを離れ、高いところに緊

急に避難してください。津波の高さは想定を上回るおそれがあります。海から離れた場所でもテレビ、ラジオなどで情報を収集し、身の危険を感じたときはすぐに高い場所に避難してください。」という文言だったのですが、今回の6月18日を受けまして、少し文言が変わりました。「海水浴、釣りをしている人など、海にいる人は直ちに海から上がって海岸から離れてください。今後の情報に充分注意してください。」というように、津波注意報の配信の文書を変えて、少し分かりやすくさせていただきました。だからといって次の津波がまるっきり来ないとはだれも保証していませんので、今お話ししましたけれども、今後の情報に充分注意してくださいというところは非常に大切だと思います。最初は津波注意報でも、その後大きなものも来ないわけではないですので、一旦津波注意報であれば、今ほど言いましたように、海にいる人は直ちに海から上がってくださいと。しかし、そのあとはまだ何が起こるか分かりませんので、今後の情報に充分注意してくださいということで、お願いしたいと思います。

(小川委員)

区だよりも出ていましたので、それを受けてですけれども、注意報が出たら、まず慌てて避難するのではなくて、今後の情報を待ちなさいと広報で出す予定なのですが、いいのですか。

(真田副区長)

そのとおりかと思います。

(高橋(伸)委員)

新潟市防災士の会の高橋です。

質問ではありませんが、私たち西区防災士の会も11月に入りますと勉強会がありますので、そこで各自治会に所属している防災士が集まって、いろいろな問題点や、今後、区と一緒に働きかけていかなければ、住民の方々にPRしていかなければいけないようなことも出ると思いますので、ぜひ、協力をお願いしたいと思います。皆さんにまた発信できるように私たちも準備したいと思いますので、よろしく申し上げます。

(真田副区長)

こちらこそ、よろしく申し上げます。

(下川会長)

よろしいですか。

< 4 その他 >

(下川会長)

では、最後に、その他です。区民生活課の佐藤課長からお話があります。

(佐藤区民生活課長)

区民生活課です。私からは、いのししに注意してほしいというお願いです。

お手元に、イノシシを見かけたら【注意】というチラシなのですけれども、こちらの資料になります。今年春の自治協議会でいのししを目撃情報があったことをお知らせいたしました。その後、イノシシに関する情報はなかったのですが、10月に入り、イノシシの足跡があるといった情報が複数寄せられています。10月5日に内野上新町、西内野小学校に近い畑で足跡が発見されたのが最初です。その後、昨日までの間に四ツ郷屋の海岸、五十嵐3の町、赤塚地内の畑で足跡が見られています。このような情報については、周辺のコミュニティ協議会や自治会、保育園、学校に連絡するなど、注意を呼びかけています。

これまで、12件の情報をいただいておりますが、その中で、イノシシそのものを見たというものは1件のみで、そのほか11件はすべて足跡がありますという情報です。お手元に配付の資料をご覧ください。裏面は小さい文字でイノシシを見かけたら【注意】、これはチラシ用に作成しています。裏面が大きな文字になっていますが、これは掲示用に作成したものです。いのししを見かけたときに注意してほしいことを記載しています。チラシのほうですが、近づかない、ゆっくり後ずさりしましょうと。そして、接近を避けられない場合はいのししに逃げ道を明け渡してください。そして、驚かさないように、大きな声を出さない、興奮させないということです。最後に、絶対にえさは与えないでください。えさを与えると人になれてしまいます。そして、人の生活圏から去らないようなことになってくる可能性もありますので、えさをあげないということをお願いしたいと思います。

この資料についてですけれども、地域の住民にお知らせしたいという希望がありましたら、区民生活課の生活環境係にどうぞお声がけいただきたいと思います。そして、区だけでも、11月17日号にイノシシを見かけたら【注意】を掲載する予定です。

最後に、イノシシは野生の動物です。あちこち移動していることも考えられますので、目撃情報がありましたら区役所または警察にご連絡をお願いします。

(下川会長)

続いて、農政商工課の鈴木課長からお話があるということです。

(鈴木農政商工課長)

農政商工課の鈴木です。2点ほどあります。

一つ目が、お手元にフードメッセ in にいがた 2019 というチラシをお配りさせていただきました。これは何かといいますと、朱鷺メッセで行う食品の見本市になります。西区としてはいもジェンヌをPRすべく、商工会、JAと一緒に出店する予定です。こちらは招

待券になっております。こちらがないと入場に 3,000 円かかってしまいますので、ぜひ、ご来場いただければと思います。もっとほしいという方がいらっしゃいましたら、農政商工課にご連絡いただければ、また寄っていただければこちらの入場券をお渡ししたいと思います。

もう一つ、ピンク色のチラシです。いもジェンヌまつり、こちらはいっぺこ〜とで実施させていただきます。ぜひ、ご来場をお待ちしています。

(下川会長)

続いて、木村委員から連絡があるそうです。

(木村委員)

2号委員の西区社会福祉協議会から出ております木村と申します。皆様のお手元にこのチラシが行っているかと思うのですが、こちらをご覧いただきたいと思います。

少しPRさせていただきます。そこにも書いてありますとおり、11月30日土曜日、西新潟市民会館多目的ホールで西区地域福祉推進フォーラムを行います。そこにも書いてありますが、3部構成で行います。その中の第1部は感謝状贈呈式、第2部は講演会があります。第3部は西区内の実践者とのシンポジウムとなっています。

第2部の講演なのですけれども、ひとりぼっちをつくらないということで、勝部麗子さんがお越しになりまして、講演してくださることになっています。勝部さんはNHKのテレビにも出ていて、見ていらっしゃる方もいるかと思うのですが、ドラマ「サイレント・プア」ということで、こちらにも出演した方です。これは皆さん以外にも知っている方がいると思うのですが、ぜひ、ご参加いただければと思ひまして、PRさせていただきました。これについて、申し込みは、裏にも書いてありますとおり、申し込みをしてから参加することになっていますので、お手数をかけますが、どうぞたくさんの方からご来場くださいますよう、よろしく願いいたします。

(下川会長)

私もこの1月に大阪府豊中市に、社会福祉協議会から派遣させていただきました、この方の講演を聴いてきました。素晴らしい話です。ぜひ、皆さん、役に立つ話なので、参加して聞いていただきたいと思います。よろしく願いします。

最後に、事務局から連絡はありますか。

(伊藤地域課長補佐)

事務局の伊藤です。次回の会議の開催についてご連絡させていただきます。

最初にお配りしましたA4資料、令和元年度西区自治協議会開催予定をご覧ください。次回は第8回自治協議会となります。日時は11月29日金曜日、午後3時から、会場は内

野まちづくりセンターでの出張開催となっておりますので、いつもと場所が異なります。皆様、ご注意くださいませ。会議の議題等、詳細につきましては運営会議と調整させていただき、日時、会場をあらためてお知らせしますので、そちらでご確認いただきたいと思います。

続きまして、議会報告会のチラシをお配りさせていただいております。令和元年11月24日曜日14時からということで、こちらは8区同日開催となっております。西区においては、会場が本日おいでいただいているこちらの会場、健康センター棟3階大会議室で開催となりますので、お知らせいたします。

続いて、先ほど風間部会長からもお話いただきましたが、空き家対策は地域づくりということで、自治協議会シンポジウムのご案内をさせていただいておりましたが、チラシの差し替えをお願いします。申し訳ございません、日時の時間が少し分かりにくい表記になっておりますので、改めて、今お配りしているものを正しいものとして、事前にお配りさせていただいたものについては破棄をお願いいたします。

残りはコミュニティ協議会の広報紙並びに他区自治協議会の広報紙等をお配りさせていただきましたので、後ほどご覧ください。

最後に、一つお知らせします。区だより11月3日号の1面に自治協議会特集を掲載させていただきます。こちらは自治協議会だよりと連携した取組みということで掲載するものです。内容については見てのお楽しみということで、後ほど、ご感想等がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

(下川会長)

委員側から、何か言い残したことはありませんか。

よろしいですか。それでは、これで令和元年度第7回西区自治協議会を閉会いたします。

(終 了)